しがあつたとき、又は同いて読み替えて準用する同の規定により同法第四十定の効力が失われたと	
項の規定による指定地域廃止があつたとき、同法よる同法第四十二条の二しがあつたとき、又は同いて読み替えて準用する若しくは第七十一条第二十二条の二第一項本文のき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定による指定地域廃止があつたとき、同法よる同法第四十二条の二しがあつたとき、又は同いて読み替えて準用する若しくは第七十二条第二十二条の二第一項本文のき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
規定により読み替えて適五第二項の規定による指事業の廃止があつたと七の規定により読み替え条の十の規定による同法文の指定の取消しがあつ八条の十五第一項の規定二第一項本文の指定の効	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定による指定地域廃止があつたとき、同法よる同法第四十二条の二しがあつたとき、又は同項（同条第五項において規定により同法第四十二の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
規定による指定居宅介護たときは、同法第八十四条第四十六条第一項の指定又は同法第七十九条の二第四十六条第一項の指定	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
定による同法第四十二条辞退があつたとき、同法よる同法第四十二条の二しがあつたとき、又は同いて読み替えて準用するの規定により同法第四十定の効力が失われたと	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
よる同法第四十八条第一あつたとき、同法第九十十五条の三十五第六項の	同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

に改める。

取消しがあつたとき、又一項の規定により同号のき。	
規定による介護老人保健き、同法第百四条第一項十五第六項の規定により許可の取消しがあつたとの二第一項の規定により許可の効力が失われたと	同法第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
規定による介護医療院の第百十四条の六第一項若五第六項の規定により同の取消しがあつたとき、の規定により同法第百七失われたとき。	同法第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定による指定介護止があつたとき、同法第くは第百十五条の三十五第五十三条第一項本文のき、又は同法第百十五条て準用する同法第七十条同法第五十三条第一項本たとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定による指定介護止があつたとき、同法第くは同法第百十五条の三同法第五十三条第一項本たとき、又は同法第百十替えて準用する同法第七第七十一条第二項の規定一項本文の指定の効力が	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
項の規定による指定介護止があつたとき、同法第くは同法第百十五条の三同法第五十三条第一項本たとき、又は同法第百十替えて準用する同法第七第七十二条第二項の規定一項本文の指定の効力が	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
二項の規定による指定地スの事業の廃止があつた十九の規定による同法第の指定の取消しがあつた条の二十一において準用一項の規定により同法第の指定の効力が失われた	同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
第二項の規定による指定止があつたとき、同法第による同法第五十八条第つたとき、又は同法第百	同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。